

令和5年度

# 県税のしおり



愛媛県イメージアップキャラクター  
みきちゃん

愛 媛 県



税は「社会の会費」です。

年金、医療などの社会保障・福祉や、水道、道路などの社会資本整備、教育や警察、消防、防衛といった公的サービスは、私たちの暮らしに欠かせないものがありますが、その提供には費用がかかります。

税は、このような公的サービスの費用を賄うものであります。

みんなで互いに支え合い、共によりよい社会を作っていくため、この費用を広く公平に分ち合うことが必要であります。

まさに、税は「社会の会費」ということになります。

■ 納税は、国民の3大義務のひとつです。

国民の3大義務  
(日本国憲法)

① 教育の義務

② 勤労の義務

③ 納税の義務

# はじめに

この冊子は、県税のあらましや使いみちについてまとめたものです。

県では、「愛顔（えがお）あふれる愛媛づくり」というスローガンのもと、県民の皆様と一緒に愛顔（えがお）あふれる故郷づくりを推進するため、さまざまな取り組みを行っています。

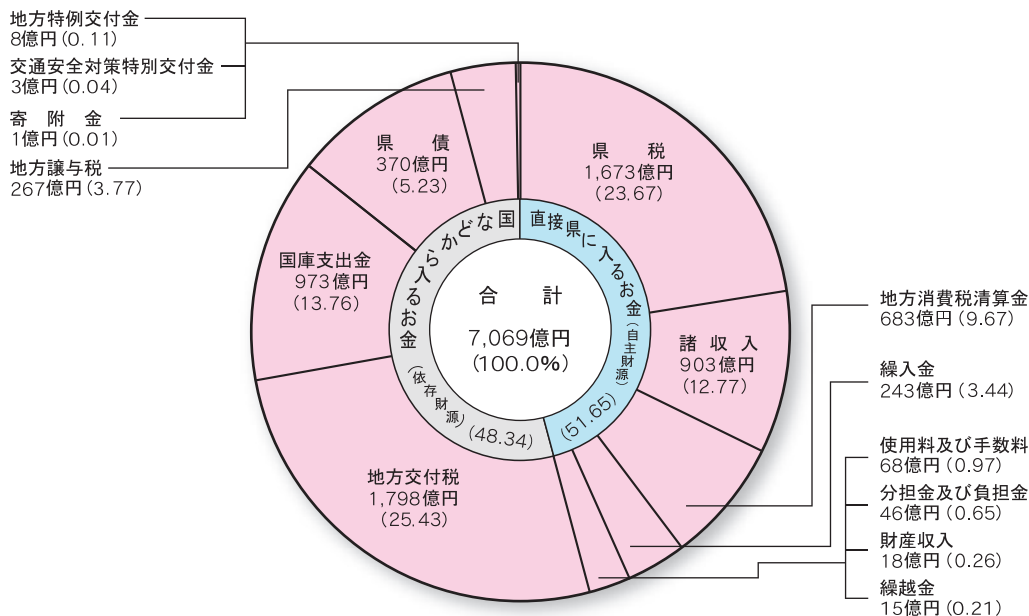
県民の皆様から納めていただく県税は、これらの施策を進めるための大切な財源となっていますので、この冊子をご覧ください、県税についてより一層のご理解やご協力をいただければ幸いです。

## 目次

はじめに	1
県の予算	2
県税収入	3
税金の種類	5
県税のあらまし	
個人の県民税	7
法人の県民税	10
森林環境税	11
県民税利子割	12
県民税配当割	13
県民税株式等譲渡所得割	14
個人の事業税	15
法人の事業税	17
不動産取得税	20
自動車税種別割	22
自動車税環境性能割	24
身体障がい者の方などに対する減免制度	25
鉱区税	27
核燃料税	27
狩猟税	28
地方消費税	29
県たばこ税	30
ゴルフ場利用税	31
軽油引取税	32
資源循環促進税	34
延滞金・加算金	35
県税徴収率の推移	36
納税の猶予や県税の減免	37
県税における救済制度	38
県税の納税証明書	39
県税の便利な納税方法	40
県税の申告と納税の期限	42
個人住民税特別徴収のお知らせ	45
県税についてのお問合せ先	46
県税の所管区域図	47
国税についてのお問合せ先	48
市町税についてのお問合せ先	49

# 県の予算

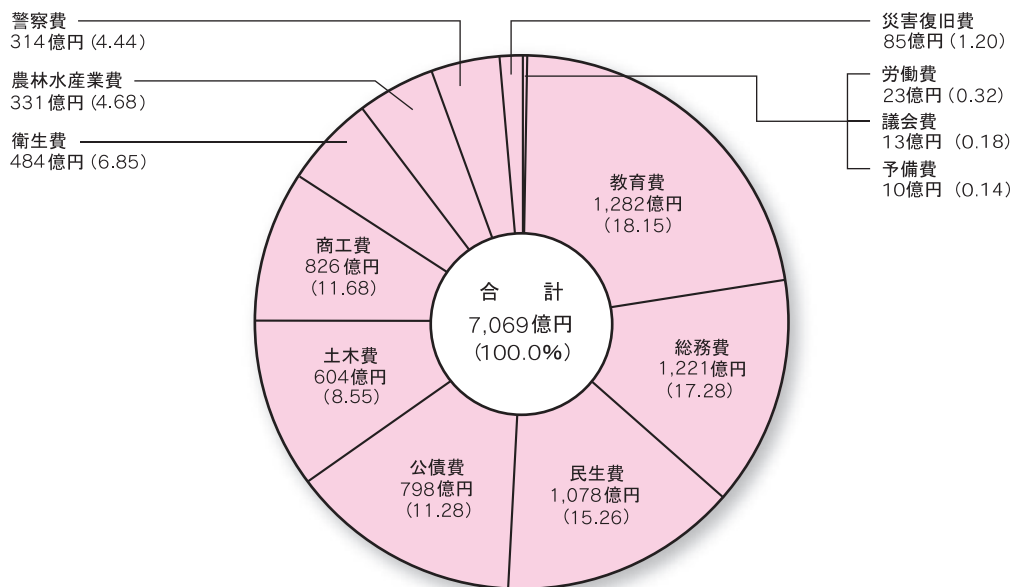
## ●令和5年度一般会計歳入予算(当初)



(注) 端数処理のため、各項目の合計数値と合計額とは合致しない場合があります。

- 地方交付税……地方公共団体間の財政格差をなくし、バランスのとれた地方行政が行われるように、国が財源の不足する地方公共団体に交付するものです。
- 国庫支出金……地方公共団体が行う社会保障や教育、公共事業などの特定の仕事に対して国が支出するもので、補助金や負担金などと呼ばれています。
- 地方譲与税……国が徴収した特定の税を一定の基準により地方団体に譲与するものです。
- 地方特例交付金……地方税の代替的な性格を有し、全地方公共団体に交付されるものです。
- 県債……県が、公共施設、学校等の大規模な建設事業や災害復旧事業などを行う場合の財源不足を補うために、銀行などから借り入れるものです。

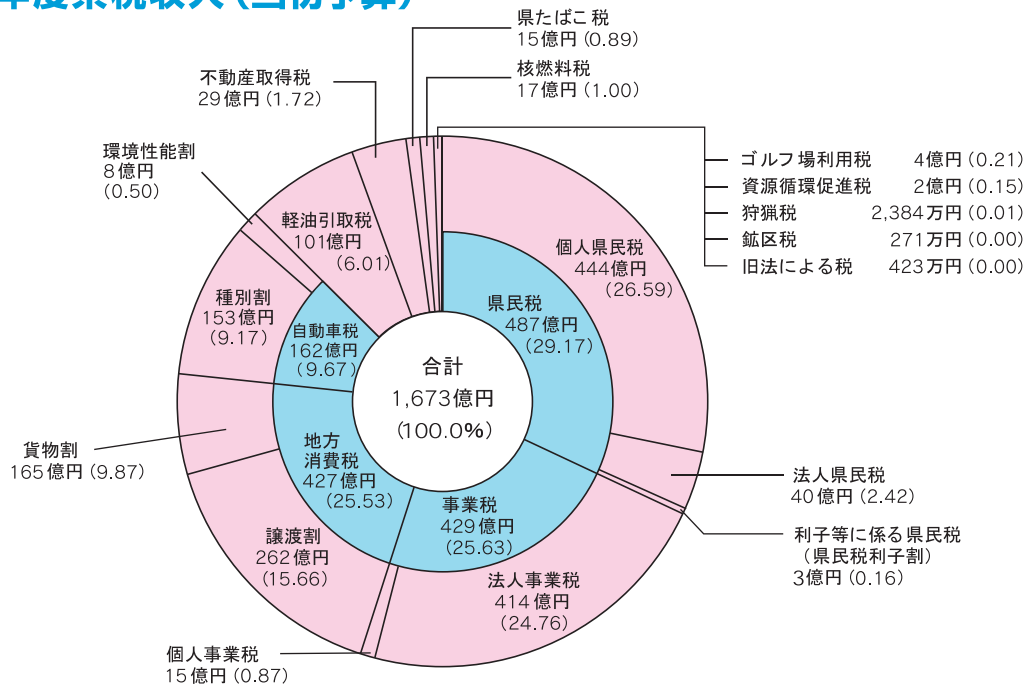
## ●令和5年度一般会計歳出予算(当初)



(注) 端数処理のため、各項目の合計数値と合計額とは合致しない場合があります。

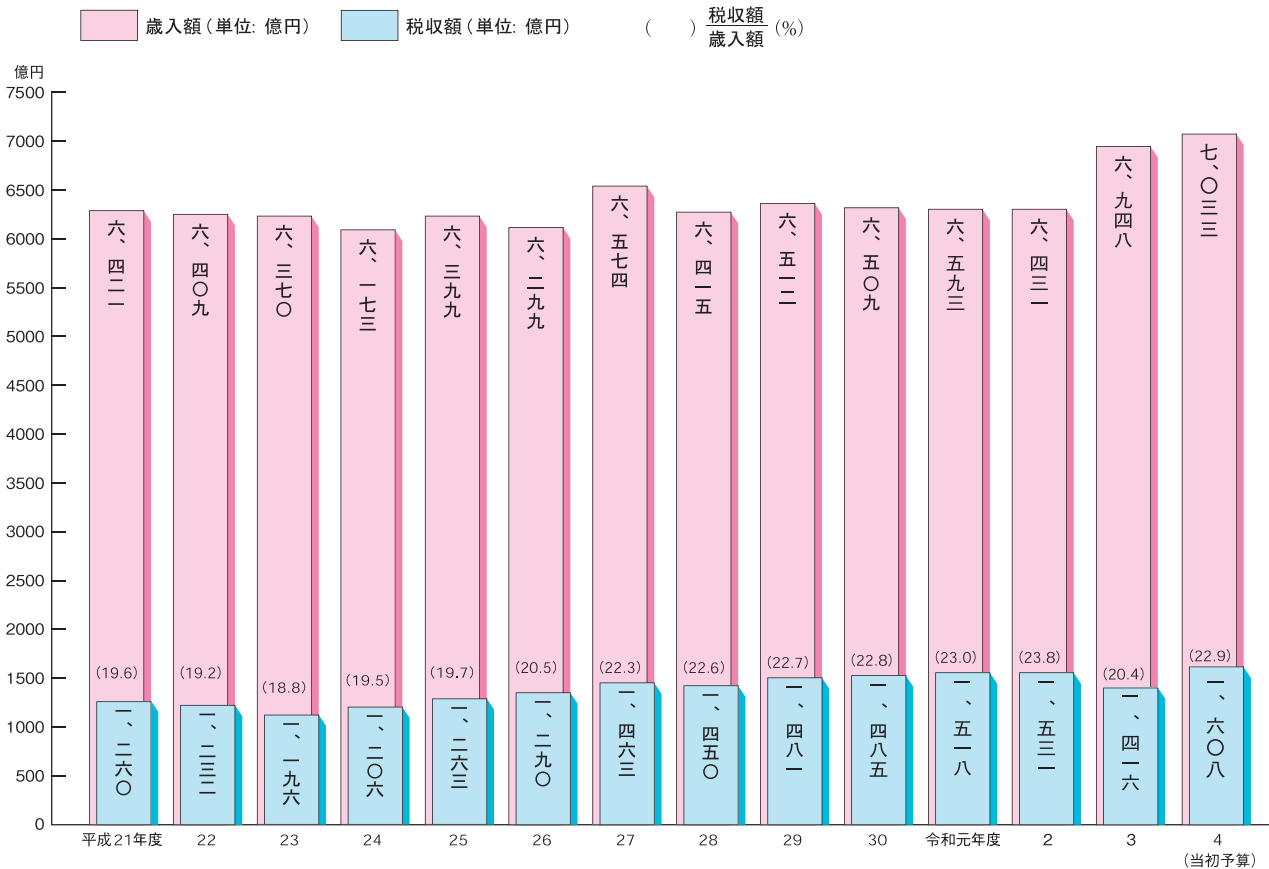
# 県税収入

## ●令和5年度県税収入(当初予算)



(注) 端数処理のため、各項目の合計数値と合計額とは合致しないものがあります。

## ●歳入(一般会計)の推移と県税



## 県税の使途

農林水産業費 230円

生産基盤の整備、技術の開発等、農林水産業の振興と食料の安定供給等に要する経費



教育費 2,052円

学校教育等、教育施策に要する経費



民生費 2,097円

児童、高齢者、障がい者等に関する福祉施設の整備、運営、生活保護の実施等、社会福祉の充実に要する経費



土木費 275円

道路、河川、住宅、公園等の公共施設の建設、整備、維持管理等に要する経費



あなたが納める  
県税1万円は  
このように使われます。

商工・労働費 138円

企業の経営力・技術力の向上、企業誘致、消費流通対策等、商工業の振興と経営の強化等に要する経費



衛生費 370円

医療、公衆衛生対策等、住民の健康を保持増進し、生活環境の改善に要する経費



警察費 646円

犯罪防止、交通安全の確保、地域社会の安全と秩序に要する経費



総務費 2,416円

県職員の給料、県税の一部の県内市町への交付等に要する経費

公債費 1,716円

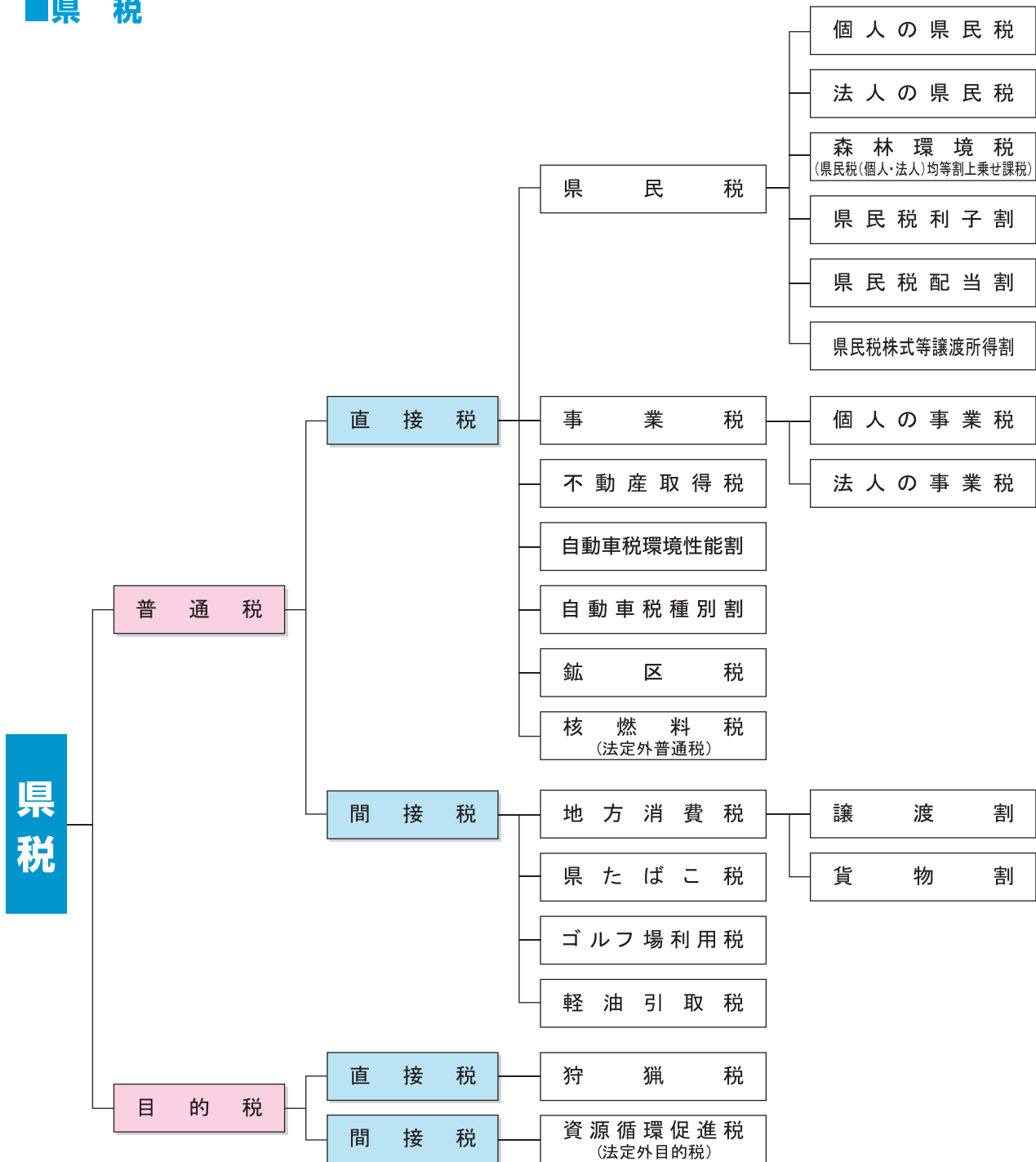
地方債の元利償還等に要する経費

その他 60円

(注) 令和5年度当初予算における各項目の財源中一般財源の額により推計した額です。

# 税金の種類

## ■ 県 税



☆税金の分類……上の図は、税金の使いみち及び納める方法などにより分類したものです。

┌ 普通税……その用途が定められず、何の財源にでも充てることができる税です。

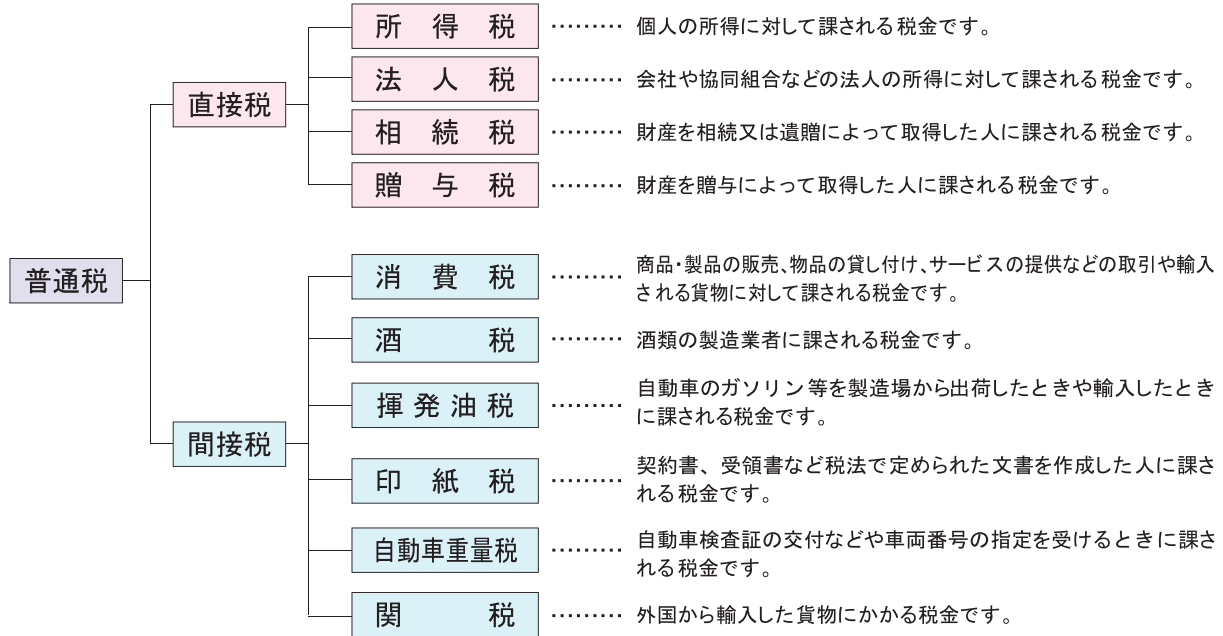
┌ 目的税……その用途が定められている税です。

┌ 直接税……税金を負担する人が直接県に納める税です。

┌ 間接税……税金を負担する人が直接納めるのではなく、納税者以外(経営者など)の手を経て県に納める税です。

## ■国 税

●お問い合わせは…税務署へ（詳しくは、48ページをご覧ください。ただし、関税は最寄りの税関にお尋ねください。）

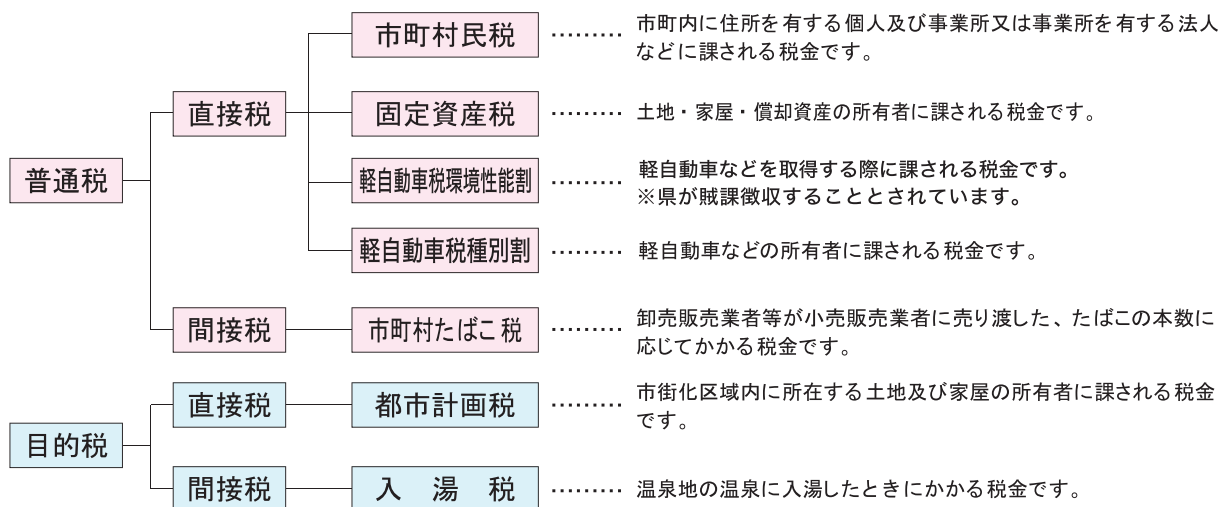


以上のほかに次のような税があります。

普通税—直接税	特別法人事業税、地方法人税
普通税—間接税	石油石炭税、石油ガス税、航空機燃料税、とん税、登録免許税
目的税—直接税	国たばこ税、たばこ特別税、地方揮発油税、国際観光旅客税
目的税—間接税	復興特別所得税
	電源開発促進税、特別とん税

## ■市町村税

●お問い合わせは…市役所・町役場へ（詳しくは、49ページをご覧ください。）



以上のほかに次のような税があります。

普通税—直接税	鉱産税、特別土地保有税
目的税—直接税	事業所税



# 県税のあらまし

## 個人の県民税

### ■納める人

毎年1月1日現在

1 県内に住所がある個人……均等割と所得割

2 県内に事務所・事業所又は家屋敷があり、その所在する市町内に住所がない個人……均等割のみ

(注) 課税や納税の事務は、個人の市町村民税と一緒に市町で行っています。

### ■納める額

● 均等割……年2,200円(超過課税700円(森林環境税)を含む。) (注)

● 所得割……課税所得金額の4%

(注) 標準税率1,500円のうち500円は「東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律」の施行に伴うものであり、平成26年度から令和5年度までの間に限り、加算されています。

#### 所得割の税額の計算方法

$$\text{前年の収入金額} - \text{必要経費(専従者控除を含む。)} \text{又は給与所得控除額} = \text{所得金額}$$

$$\text{所得金額} - \text{所得控除} = \text{課税所得金額}$$

$$\left( \text{課税所得金額} \times 4\% \right) - \left( \text{税額控除額} + \text{調整控除額} \right) = \text{税額}$$

(注) 1 退職所得については、その他の所得と区分して退職所得に係る税額表により算出した税額によります。

2 土地などの譲渡による譲渡所得などについては、他の所得と区分して税額が計算されます。

3 調整控除とは、税源移譲に伴う所得税と個人住民税の人的控除額の差額に起因して発生する負担増を調整するために設けられた税額控除の制度です。

### ■各種控除

#### 1 給与所得控除

給与収入の金額	控除額
162万5千円以下	55万円
162万5千円超 180万円以下	収入金額×40%－10万円
180万円超 360万円以下	収入金額×30%＋8万円
360万円超 660万円以下	収入金額×20%＋44万円
660万円超 850万円以下	収入金額×10%＋110万円
850万円超	195万円

#### 2 事業専従者控除

事業主と生計を一にする15歳以上の親族で専らその事業に従事する人がいる場合は、次の金額が必要経費とされます。

**青色申告** 青色事業専従者に支払われた適正な給与額

**白色申告** 事業専従者1人について次のいずれか低い方の金額

- 50万円(ただし、配偶者である事業専従者については86万円)
- 事業専従者控除前の所得金額÷(事業専従者数＋1)

### 3 所得控除

項目	控除額																																							
1 雑損控除	次のいずれか多い金額 ①(損失額-保険等により補てんされた額) - (所得金額× $\frac{1}{10}$ ) ②損失額のうち災害関連支出額 - 5万円																																							
2 医療費控除	(医療費-保険等により補てんされた額)-(10万円又は所得金額× $\frac{5}{100}$ のいずれか低い額) ※控除限度額200万円																																							
3 社会保険料控除	支払った金額																																							
4 小規模企業共済等掛金控除	支払った金額																																							
5 生命保険料控除・ 介護医療保険料控除・ 個人年金保険料控除	①平成24年1月1日以後の加入 支払った生命保険料、介護医療保険料、個人年金保険料のそれぞれが <table border="1"> <thead> <tr> <th>前年中に支払った保険料</th> <th>控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>12,000円以下</td> <td>全額</td> </tr> <tr> <td>12,000円超～32,000円以下</td> <td>支払保険料×1/2+6,000円</td> </tr> <tr> <td>32,000円超～56,000円以下</td> <td>支払保険料×1/4+14,000円</td> </tr> <tr> <td>56,000円超</td> <td>28,000円</td> </tr> </tbody> </table> ※控除の合計限度額は70,000円 ②平成23年12月31日以前の加入 支払った生命保険料、個人年金保険料のそれぞれが <table border="1"> <thead> <tr> <th>前年中に支払った保険料</th> <th>控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>15,000円以下</td> <td>全額</td> </tr> <tr> <td>15,000円超～40,000円以下</td> <td>支払保険料×1/2+7,500円</td> </tr> <tr> <td>40,000円超～70,000円以下</td> <td>支払保険料×1/4+17,500円</td> </tr> <tr> <td>70,000円超</td> <td>35,000円</td> </tr> </tbody> </table> ※控除の合計限度額は70,000円 (注) ①と②の両方で申告する場合も、全体で70,000円が限度額とされます。	前年中に支払った保険料	控除額	12,000円以下	全額	12,000円超～32,000円以下	支払保険料×1/2+6,000円	32,000円超～56,000円以下	支払保険料×1/4+14,000円	56,000円超	28,000円	前年中に支払った保険料	控除額	15,000円以下	全額	15,000円超～40,000円以下	支払保険料×1/2+7,500円	40,000円超～70,000円以下	支払保険料×1/4+17,500円	70,000円超	35,000円																			
前年中に支払った保険料	控除額																																							
12,000円以下	全額																																							
12,000円超～32,000円以下	支払保険料×1/2+6,000円																																							
32,000円超～56,000円以下	支払保険料×1/4+14,000円																																							
56,000円超	28,000円																																							
前年中に支払った保険料	控除額																																							
15,000円以下	全額																																							
15,000円超～40,000円以下	支払保険料×1/2+7,500円																																							
40,000円超～70,000円以下	支払保険料×1/4+17,500円																																							
70,000円超	35,000円																																							
6 地震保険料控除	①地震保険料のみの場合 <table border="1"> <thead> <tr> <th>前年中に支払った保険料</th> <th>控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>50,000円以下</td> <td>支払保険料×1/2</td> </tr> <tr> <td>50,000円超</td> <td>25,000円</td> </tr> </tbody> </table> ②旧長期損害保険料(保険期間10年以上)のみの場合 (平成18年12月31日までに締結した契約) <table border="1"> <thead> <tr> <th>前年中に支払った保険料</th> <th>控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5,000円以下</td> <td>全額</td> </tr> <tr> <td>5,000円超～15,000円以下</td> <td>支払保険料×1/2+2,500円</td> </tr> <tr> <td>15,000円超</td> <td>10,000円</td> </tr> </tbody> </table> ③ ①と②を支払った場合 それぞれ上記①、②により計算した金額(限度額25,000円)	前年中に支払った保険料	控除額	50,000円以下	支払保険料×1/2	50,000円超	25,000円	前年中に支払った保険料	控除額	5,000円以下	全額	5,000円超～15,000円以下	支払保険料×1/2+2,500円	15,000円超	10,000円																									
前年中に支払った保険料	控除額																																							
50,000円以下	支払保険料×1/2																																							
50,000円超	25,000円																																							
前年中に支払った保険料	控除額																																							
5,000円以下	全額																																							
5,000円超～15,000円以下	支払保険料×1/2+2,500円																																							
15,000円超	10,000円																																							
7 障害者控除	26万円(特別障害者は30万円、同居特別障害者は53万円)																																							
8 ひとり親控除	30万円																																							
9 寡婦(寡夫)控除	26万円																																							
10 勤労学生控除	26万円																																							
11 配偶者控除	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">控除を受ける納税者本人の合計所得金額</th> <th colspan="2">控除額</th> </tr> <tr> <th>一般の控除対象配偶者</th> <th>老人控除対象配偶者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>900万円以下</td> <td>33万円</td> <td>38万円</td> </tr> <tr> <td>900万円超～950万円以下</td> <td>22万円</td> <td>26万円</td> </tr> <tr> <td>950万円超～1,000万円以下</td> <td>11万円</td> <td>13万円</td> </tr> </tbody> </table>	控除を受ける納税者本人の合計所得金額	控除額		一般の控除対象配偶者	老人控除対象配偶者	900万円以下	33万円	38万円	900万円超～950万円以下	22万円	26万円	950万円超～1,000万円以下	11万円	13万円																									
控除を受ける納税者本人の合計所得金額	控除額																																							
	一般の控除対象配偶者	老人控除対象配偶者																																						
900万円以下	33万円	38万円																																						
900万円超～950万円以下	22万円	26万円																																						
950万円超～1,000万円以下	11万円	13万円																																						
12 配偶者特別控除	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">配偶者の合計所得金額</th> <th colspan="3">控除を受ける納税者本人の合計所得金額</th> </tr> <tr> <th>900万円以下</th> <th>900万円超～950万円以下</th> <th>950万円超～1,000万円以下</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>48万円超～100万円以下</td> <td>33万円</td> <td>22万円</td> <td>11万円</td> </tr> <tr> <td>100万円超～105万円以下</td> <td>31万円</td> <td>21万円</td> <td>11万円</td> </tr> <tr> <td>105万円超～110万円以下</td> <td>26万円</td> <td>18万円</td> <td>9万円</td> </tr> <tr> <td>110万円超～115万円以下</td> <td>21万円</td> <td>14万円</td> <td>7万円</td> </tr> <tr> <td>115万円超～120万円以下</td> <td>16万円</td> <td>11万円</td> <td>6万円</td> </tr> <tr> <td>120万円超～125万円以下</td> <td>11万円</td> <td>8万円</td> <td>4万円</td> </tr> <tr> <td>125万円超～130万円以下</td> <td>6万円</td> <td>4万円</td> <td>2万円</td> </tr> <tr> <td>130万円超～133万円以下</td> <td>3万円</td> <td>2万円</td> <td>1万円</td> </tr> </tbody> </table>	配偶者の合計所得金額	控除を受ける納税者本人の合計所得金額			900万円以下	900万円超～950万円以下	950万円超～1,000万円以下	48万円超～100万円以下	33万円	22万円	11万円	100万円超～105万円以下	31万円	21万円	11万円	105万円超～110万円以下	26万円	18万円	9万円	110万円超～115万円以下	21万円	14万円	7万円	115万円超～120万円以下	16万円	11万円	6万円	120万円超～125万円以下	11万円	8万円	4万円	125万円超～130万円以下	6万円	4万円	2万円	130万円超～133万円以下	3万円	2万円	1万円
配偶者の合計所得金額	控除を受ける納税者本人の合計所得金額																																							
	900万円以下	900万円超～950万円以下	950万円超～1,000万円以下																																					
48万円超～100万円以下	33万円	22万円	11万円																																					
100万円超～105万円以下	31万円	21万円	11万円																																					
105万円超～110万円以下	26万円	18万円	9万円																																					
110万円超～115万円以下	21万円	14万円	7万円																																					
115万円超～120万円以下	16万円	11万円	6万円																																					
120万円超～125万円以下	11万円	8万円	4万円																																					
125万円超～130万円以下	6万円	4万円	2万円																																					
130万円超～133万円以下	3万円	2万円	1万円																																					
13 扶養控除	扶養親族が 16歳～18歳の場合 …… 扶養親族1人につき33万円 19歳～22歳の場合 …… 扶養親族1人につき45万円 23歳～69歳の場合 …… 扶養親族1人につき33万円 70歳以上の場合 …… 扶養親族1人につき38万円(同居の直系尊属の場合は45万円)																																							
14 基礎控除	<table border="1"> <thead> <tr> <th>合計所得</th> <th>控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2,400万円以下</td> <td>43万円</td> </tr> <tr> <td>2,400万円超～2,450万円以下</td> <td>29万円</td> </tr> <tr> <td>2,450万円超～2,500万円以下</td> <td>15万円</td> </tr> <tr> <td>2,500万円超</td> <td>適用なし</td> </tr> </tbody> </table>	合計所得	控除額	2,400万円以下	43万円	2,400万円超～2,450万円以下	29万円	2,450万円超～2,500万円以下	15万円	2,500万円超	適用なし																													
合計所得	控除額																																							
2,400万円以下	43万円																																							
2,400万円超～2,450万円以下	29万円																																							
2,450万円超～2,500万円以下	15万円																																							
2,500万円超	適用なし																																							

## 4 税金控除

配当控除、外国税額控除、寄附金控除及び税源移譲による調整控除等があります。

### ■寄附金控除について

以下の団体等に対して行った寄附金については、個人住民税から控除が受けられます。

- ①都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金
- ②愛媛県共同募金会・日本赤十字社愛媛県支部に対する寄附金
- ③愛媛県・市町が条例で指定する寄附金

計算方法については以下のとおりです。

- ①基本控除額：(寄附金(※1)-2,000円)×10%(※2)
- ②特別控除額(※3)：(寄附金-2,000円)×(90%-※所得税の税率×1.021)  
※1：総所得金額等の30%を限度  
※2：③「愛媛県・市町が条例で指定する寄附金」の場合は、次の率により算出  
・愛媛県が指定した寄附金は4% } 愛媛県と市町がともに指定した寄附金の場合は10%  
・市町が指定した寄附金は6% }  
※3：ふるさと納税については基本控除額に特別控除額が加算されます。ただし、特別控除額については個人住民税所得割額の2割を限度とします。

### ■住宅借入金等特別税額控除(住宅ローン控除)

平成21年度から令和7年12月末までに入居し、所得税の住宅ローン控除を受けている方で、所得税において控除しきれなかった額がある方は、翌年度の個人住民税額から控除されます。

個人住民税の 住宅ローン控除額(A)	=	所得税における 住宅ローン控除可能額	-	住宅ローン控除適用前の 前年の所得税額
-----------------------	---	-----------------------	---	------------------------

(注) (A)は97,500円を限度とします。

ただし、居住年が平成26年から令和3年12月31日までであって、取得等の対価の額または費用の額に含まれる消費税額等(消費税額及び地方消費税額の合計額)が、8%または10%の税率により課されるべき消費税額等である場合、136,500円を限度とします。

## ■申告と納税

### 1 申告

- (1) 申告期限は3月15日です。
- (2) 所得税の確定申告書を提出した場合には、個人の県民税の申告書を提出する必要はありません。  
この場合には、所得税の確定申告書の「住民税・事業税に関する事項」欄の該当事項は必ず記載してください。
- (3) 給与所得のみの方は申告書を提出する必要はありませんが、雑損控除、医療費控除などを受けようとする場合は、期限までに申告書を住所所在地の市町に提出してください。

### 2 納税

- (1) 給与所得者については、通常6月から翌年の5月までの12回に分けて毎月の給料から差し引かれて、納めることになっています。
- (2) 65歳以上の年金所得者である納税義務者については、通常4月から翌年2月までの6回に分けて支払われる年金から差し引かれて、納めることになっています。  
また、65歳未満の年金所得者で給与所得を有する場合は、給与から差し引いて納めることができます。
- (3) 給与や年金からの差し引きにより納税している所得者以外については、通常6月・8月・10月・翌年1月の4回に分けて、市町から送付される納税通知書によって納めることになっています。

# 法人の県民税

## ■納める人

- 1 県内に事務所・事業所がある法人……均等割と法人税割
- 2 県内に事務所・事業所はないが、寮・宿泊所・クラブなどがある法人……均等割のみ
- 3 県内に事務所・事業所がある法人格のない社団等（代表者又は管理人の定めがあり、かつ収益事業を行っているもの）……均等割と法人税割

## ■納める額

### ● 均等割

法人などの区分	税 率	(左のうち森林環境税注)
資本金等の額(相互会社にあつては純資産額。以下同じ。)が50億円を超える法人	年額 856,000円	(56,000円)
資本金等の額が10億円を超え50億円以下の法人	年額 577,800円	(37,800円)
資本金等の額が1億円を超え10億円以下の法人	年額 139,100円	(9,100円)
資本金等の額が1,000万円を超え1億円以下の法人	年額 53,500円	(3,500円)
上記以外の法人など	年額 21,400円	(1,400円)

(注) 均等割標準税率の7%相当額

「資本金等の額」とは、法人税法第2条第16号に規定する額をいいます。なお、平成27年4月1日以後に開始する事業年度にあつては、「期末現在の資本金等の額」と「期末現在の資本金の額及び資本準備金の額の合算額又は出資金の額」のいずれか大きい方の金額が法人県民税均等割の税率区分の基準となります。

### ● 法人税割

区 分	平成26年9月30日以前に開始する事業年度		平成26年10月1日以後に開始する事業年度		令和元年10月1日以後に開始する事業年度	
	不均一課税適用法人の税率	超過税率	不均一課税適用法人の税率	超過税率	不均一課税適用法人の税率	超過税率
法人税割	5%	5.8%	3.2%	4%	1%	1.8%

※不均一課税適用法人の税率：資本金の額若しくは出資金の額が1億円以下の法人又は資本若しくは出資を有しない法人であつて、かつ、法人税額が年1,000万円以下の法人に適用されます。

## ■申告と納税

申告の種類により次のように分類されます。

申告の種類	納める税額	申告と納税の期限
中間申告 (事業年度が6か月を超え、法人税の中間申告額が10万円を超える法人)	(1) 予定申告	事業年度開始の日以後6か月を経過した日から2か月以内
	(2) 仮決算に基づく中間申告	
確定申告	(法人税額×税率+均等割額)－中間納付額	事業年度終了の日から2か月(会計監査人の監査を受けることなどの理由によって決算が確定しない法人については6月を超えない範囲)以内
修正申告	(法人税額×税率+均等割額)－既納付額	法人税額を納付すべき日
公共法人・公益法人等で法人税の課されないもの	均等割額	4月30日

(注) 2以上の都道府県に事務所・事業所を有している法人の法人税割額は、関係都道府県ごとの従業者数を基準にして、あん分計算した税額を申告し、納税します。

## 森林環境税

納める方式	県民税均等割上乘せ課税方式（法定普通税）																		
納める人	県内に住所、事業所などがある個人・法人 （個人県民税及び法人県民税の均等割の納税義務者）																		
納める額	<p>個人 年額700円 法人 県民税均等割標準税率の7%相当額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>資本金等の金額の区分</th> <th>標準税率</th> <th>森林環境税額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>50億円超</td> <td>800,000円</td> <td>56,000円</td> </tr> <tr> <td>10億円超50億円以下</td> <td>540,000円</td> <td>37,800円</td> </tr> <tr> <td>1億円超10億円以下</td> <td>130,000円</td> <td>9,100円</td> </tr> <tr> <td>1,000万円超1億円以下</td> <td>50,000円</td> <td>3,500円</td> </tr> <tr> <td>上記以外</td> <td>20,000円</td> <td>1,400円</td> </tr> </tbody> </table>	資本金等の金額の区分	標準税率	森林環境税額	50億円超	800,000円	56,000円	10億円超50億円以下	540,000円	37,800円	1億円超10億円以下	130,000円	9,100円	1,000万円超1億円以下	50,000円	3,500円	上記以外	20,000円	1,400円
資本金等の金額の区分	標準税率	森林環境税額																	
50億円超	800,000円	56,000円																	
10億円超50億円以下	540,000円	37,800円																	
1億円超10億円以下	130,000円	9,100円																	
1,000万円超1億円以下	50,000円	3,500円																	
上記以外	20,000円	1,400円																	
納める方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 個人 （給与所得者） 給与から「天引き」して市町に納税します。 （年金所得者） ・ 65歳以上 年金から「天引き」して市町に納税します。 ・ 65歳未満で給与所得を有する者 給与から「天引き」して市町に納税できます。 （事業所得者等） 市町から送られてくる納税通知書により納税します。</li> <li>● 法人 県に申告納付します。</li> </ul> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 10px;"> <div style="text-align: center;"> <p>〈個人の場合〉</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>〈法人の場合〉</p> </div> </div>																		
実施期間	<p>5年間</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 個人:令和2年度～令和6年度</li> <li>● 法人:令和2年4月1日～令和7年3月31日の間に開始する事業年度分</li> </ul>																		

## 県民税利子割

### ■納める人

銀行、郵便局、信用金庫等の金融機関等から預貯金などの利子等の支払いを受ける個人が負担する税金で、金融機関等が利子等の支払いの際に徴収し、県に納めます。

### ■納める額

支払いを受けるべき利子等の額の……………5%

### ■課税対象

- 1 特定公社債以外の公社債の利子、預貯金等の利子等
- 2 生命保険、損害保険等をベースにした財形貯蓄に係る差益
- 3 国外一般公社債等の利子等で国内における支払いの取扱者を通じて支払を受けるもの
- 4 私募投資信託等の収益の分配に係る配当等
- 5 国外私募投資信託等の配当等で国内における支払いの取扱者を通じて支払を受けるもの
- 6 懸賞金付預貯金等の懸賞金等
- 7 定期積金及び掛金に係る給付補てん金、抵当証券の利息等

(平成28年1月1日以後に支払いを受けるべき特定公社債等の利子等は利子割の課税対象から除外され、配当割の課税対象となりました。特定公社債とは、国債、地方債、外国債、外国地方債、公募公社債等です。)

### ■非課税

次の利子等については、課税されません。

- 1 障がい者等の郵便貯金、少額預金、少額公債の利子等
- 2 財産形成住宅貯蓄及び財産形成年金貯蓄に係る利子、収益の分配又は差益
- 3 所得税法等において非課税とされる一定の利子等
- 4 非居住者が支払いを受ける利子等

### ■申告と納税

利子割を徴収した金融機関等が、徴収の日の属する月の翌月10日までに申告し、納入します。

### ■市町への交付

利子割の59.4%は、個人県民税の収入額に応じて県内市町に交付されます。

## 県民税配当割

### ■納める人

県内に住所を有し、一定の上場株式等の配当などの特定配当等の支払いを受ける個人が負担する税金で、当該上場会社等が配当等の支払いの際に徴収し、県に納めます。

### ■納める額

支払いを受けるべき特定配当等の額の…………… 5%

### ■課税対象

- 1 一定の上場株式等の配当等
- 2 投資信託でその設定に係る受益権の募集が公募により行われたものの収益の分配
- 3 特定投資法人の投資口の配当等
- 4 特定目的信託の社債的受益権の剰余金の配当のうち公募のもの
- 5 特定公社債の利子・特定口座外の割引債の償還金
- 6 源泉徴収選択口座内の配当等

(平成28年1月1日以後に支払いを受けるべき特定公社債等の利子等は、配当割の課税対象になりました。特定公社債とは、国債、地方債、外国債、外国地方債、公募公社債等です。また、平成28年1月1日以後に支払いを受けるべき特定口座外の割引債の償還差益が、配当割の課税対象に加わりました。)

### ■申告と納税

配当割を徴収した上場会社等が、徴収の日の属する月の翌月10日までに申告し、納入します。

源泉徴収選択口座内の配当等については、徴収した証券会社等が年間一括納付方式により原則として翌年の1月10日までに申告し、納入します。

### ■市町への交付

配当割の59.4%は、個人県民税の収入額に応じて県内市町に交付されます。

## 県民税株式等譲渡所得割

### ■納める人

県内に住所を有し、証券会社等に設けた源泉徴収口座（所得税において源泉徴収を選択した特定口座）における上場株式等の譲渡の対価の支払いを受ける個人が負担する税金で、証券会社等が口座内取引の年間所得額に応じて徴収し、県に納めます。

### ■納める額

源泉徴収口座内の特定株式等譲渡所得金額の…………… 5%

### ■課税対象

一定の特定口座における上場株式等の譲渡に係る所得等の金額

※取引所上場株式等の譲渡益のほかに、公募株式投資信託の受益証券の譲渡益も含まれます。

（平成28年1月1日以後の源泉徴収口座内の特定公社債等の譲渡に係る譲渡所得等と割引債の償還差益が、株式等譲渡所得割の課税対象に加わりました。特定公社債とは、国債、地方債、外国債、外国地方債、公募公社債等です。）

### ■申告と納税

株式等譲渡所得割を徴収した証券会社等が、年間分一括納付方式により、原則として翌年の1月10日までに申告し、納入します。

### ■市町への交付

株式等譲渡所得割の59.4%は、個人県民税の収入額に応じて県内市町に交付されます。



# 個人の事業税

## ■納める人

県内に事務所・事業所を設けて、次の事業を行っている個人に課される税金です。

### ●第1種事業（物品販売業など37業種）

物品販売業	保険業	金銭貸付業	物品貸付業
不動産貸付業	製造業	電気供給業	土石採取業
電気通信事業(放送事業を含む。)	運送業	運送取扱業	船舶ていけい場業
倉庫業	駐車場業	請負業	印刷業
出版業	写真業	席貸業	旅館業
料理店業	飲食店業	周旋業	代理業
仲立業	問屋業	両替業	公衆浴場業(温泉・むし風呂など)
演劇興行業	遊技場業	遊覧所業	商品取引業
不動産売買業	広告業	興信所業	案内業
冠婚葬祭業			

### ●第2種事業（畜産業など3業種）

畜産業	水産業	薪炭製造業
-----	-----	-------

### ●第3種事業（医業など30業種）

医業	歯科医業	薬剤師業	獣医業
あん摩・マッサージ・指圧・はり・きゅう・柔道整復その他の医業に類する事業	装蹄師業	弁護士業	司法書士業
	行政書士業	公証人業	弁理士業
	税理士業	公認会計士業	計理士業
	社会保険労務士業	コンサルタント業	設計監督者業
不動産鑑定業	デザイン業	諸芸師匠業	理容業
美容業	クリーニング業	公衆浴場業(銭湯)	歯科衛生士業
歯科技工士業	測量士業	土地家屋調査士業	海事代理士業
印刷製版業			

## ■納める額

第1種事業 課税所得金額の…………… 5%

第2種事業 課税所得金額の…………… 4%

第3種事業 あん摩・マッサージ又は指圧・はり・きゅう・柔道整復その他の医業に

類する事業及び装蹄師業は、課税所得金額の…………… 3%

上記以外の事業は、課税所得金額の…………… 5%

税額の計算方法を算式で表わすと、次のようになります。

$$\left( \begin{array}{l} \text{事業所得又は} \\ \text{不動産所得の金額} \end{array} - \begin{array}{l} \text{事業専従者} \\ \text{給与(控除)額} \end{array} + \begin{array}{l} \text{青色申告特別} \\ \text{控除額} \end{array} - \begin{array}{l} \text{損失の繰越等} \\ \text{の控除の金額} \end{array} - \begin{array}{l} \text{事業主} \\ \text{控除額} \end{array} \right) \times \text{税率} = \text{税額}$$

### 【計算例】

- 業種 物品販売業（第1種事業 税率5%）
- 所得税における所得金額 700万円
- 事業専従者給与 150万円
- 青色申告特別控除額 65万円
- 事業期間 1月1日から10月20日まで
- 事業主控除 290万円（事業期間が1年未満の場合は月割額となります。）

$$\text{事業主控除額} \quad 2,900,000 \times 10 \div 12 = 2,416,666 \div 2,417,000 \text{円}$$

$$(7,000,000 - 1,500,000 + 650,000 - 2,417,000) \times 5\% \div 186,600 \text{円}$$

## ■各種控除

### 1 事業専従者控除(給与)

生計を一にする15歳以上の親族で、専ら当該事業に従事する者がいる場合は、次の金額が必要経費とされます。

**青色申告** 青色事業専従者に支払われた適正な給与額

**白色申告** 事業専従者1人について次のいずれか低い方の金額

- 配偶者86万円(配偶者以外の者50万円)
- 事業専従者控除前の所得金額÷(事業専従者数+1)

### 2 損失の繰越控除(青色申告者)

事業による所得が損失(赤字)となったときは、翌年以降3年以内に生じた所得からその損失額を差し引くことができます。

### 3 被災事業用資産の損失の繰越控除

震災、風水害、火災などによって生じた事業用資産の損失の金額は、翌年以降3年間、繰越控除ができます。

### 4 事業用資産の譲渡損失控除及び譲渡損失の繰越控除

事業に使っていた機械、装置、車両などを譲渡したために生じた損失額についても事業による所得の計算上、控除することができます。なお、青色申告をした方は、翌年度以降3年間、繰越控除ができます。

### 5 事業主控除 年290万円(事業を行った期間が1年未満の場合は月額割となります。)

## ■申告と納税

### 1 申告

(1) 申告期限は3月15日です。

(2) 所得税の確定申告書又は県・市町村民税の申告書を提出した場合には、個人の事業税の申告書を提出する必要はありません。

この場合には、所得税の確定申告書の「住民税・事業税に関する事項」欄、又は、県・市町村民税申告書の「事業税に関する事項」欄の該当事項は必ず記載してください。

(3) 年の中途に事業をやめた人は、やめた日から1か月以内(死亡により事業をやめたときはその相続人が4か月以内)に申告してください。

### 2 納税

県地方局から送付される納税通知書(納付書)によって、8月と11月の2回に分けて納税します。ただし、税額が10,000円未満である人は、8月に一括して納めることになっています。

※個人事業税の納税については、口座振替がご利用いただけます。(詳細は41ページをご覧ください。)

※本県では障がい者雇用促進のための軽減措置を設けています。

障がい者が自立して暮らすことのできる社会づくりを推進するため、平成20年から令和7年までの各年の所得に対する個人事業税(平成21年度から令和8年度までの各年度の課税分)について、障がい者の雇用を拡大した事業主を対象に、一定の基準により税の軽減を行います。

軽減の内容は、税率を通常の1/2とするもので、障がい者の雇用拡大数1人当たり10万円が軽減の限度額となります。

## 法人の事業税

### ■納める人

県内に事務所・事業所を設けて事業を行っている法人及び人格のない社団又は財団で、代表者又は管理人の定めがあり、収益事業を行っているものに課される税金です。

### ■納める額

(1) 電気供給業、ガス供給業（導管ガス供給業及び特定ガス供給業に限る）、保険業及び貿易保険業以外の事業

① 軽減税率適用法人（下記②以外の法人）

区 分		税率						
		平成26年9月30日以前に開始する事業年度	平成26年10月1日以後に開始する事業年度	平成27年4月1日以後に開始する事業年度	平成28年4月1日以後に開始する事業年度	令和元年10月1日以後に開始する事業年度	令和4年4月1日以後に開始する事業年度	
外形標準課税対象法人※	付加価値割	0.48%		0.72%	1.2%			
	資本割	0.2%		0.3%	0.5%			
	所得割	年400万円以下の所得	1.5%	2.2%	1.6%	0.3%	0.4%	1.0%
		年400万円超 年800万円以下の所得	2.2%	3.2%	2.3%	0.5%	0.7%	1.0%
特別法人 〔協同組合、 医療法人など〕	所得割	年400万円以下の所得	2.7%		3.4%		3.5%	
		年400万円超の所得	3.6%		4.6%		4.9%	
その他の法人 〔一般の法人、 人格のない社 団又は財団〕	所得割	年400万円以下の所得	2.7%		3.4%		3.5%	
		年400万円超 年800万円以下の所得	4.0%		5.1%		5.3%	
		年800万円超の所得	5.3%		6.7%		7.0%	

※外形標準課税対象法人は、資本金の額又は出資金の額が1億円超の法人（公益法人等、特別法人、人格のない社団等及び投資法人等を除く。）

② 3以上の都道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う資本金の額又は出資金の額が1,000万円以上の法人

区 分		税率				
		平成26年9月30日以前に開始する事業年度	平成26年10月1日以後に開始する事業年度	平成27年4月1日以後に開始する事業年度	平成28年4月1日以後に開始する事業年度	令和元年10月1日以後に開始する事業年度
外形標準課税対象法人	付加価値割	0.48%		0.72%	1.2%	
	資本割	0.2%		0.3%	0.5%	
	所得割	2.9%	4.3%	3.1%	0.7%	1.0%
特別法人	所得割	3.6%		4.6%		4.9%
その他の法人	所得割	5.3%		6.7%		7.0%

(2) 電気供給業（下記（3）に掲げる事業を除く。）、導管ガス供給業、保険業及び貿易保険業

区 分	税率		
	平成26年9月30日以前に開始する事業年度	平成26年10月1日以後に開始する事業年度	令和元年10月1日以後に開始する事業年度
収入割	0.7%	0.9%	1.0%

(3) 電気供給業のうち、小売電気事業等、発電事業等及び特定卸供給事業

区 分		税率			
		平成26年9月30日以前に開始する事業年度	平成26年10月1日以後に開始する事業年度	令和元年10月1日以後に開始する事業年度	令和2年4月1日以後に開始する事業年度
外形標準課税対象法人	収入割	0.7%	0.9%	1.0%	0.75%
	付加価値割				0.37%
	資本割				0.15%
その他の法人	収入割	0.7%	0.9%	1.0%	0.75%
	所得割				1.85%

(4) 特定ガス供給業

区 分	税率
	令和4年4月1日以後に開始する事業年度
収入割	0.48%
付加価値割	0.77%
資本割	0.32%

## ■申告と納税

申告の種類により次のように分類されます。

申告の種類		納める税額	申告と納税の期限
中間申告 （事業年度が6か月を超え、法人税の中間申告額が10万円を超える法人、外形標準課税対象法人等）	(1) 予定申告	前事業年度の税額 × $\frac{6}{12(\text{前事業年度の月数})}$	事業年度開始の日以後6か月を経過した日から2か月以内
	(2) 仮決算に基づく中間申告	仮決算の課税標準額 × 税率	
確定申告		課税標準額 × 税率 - 中間納付額	事業年度終了の日から2か月（会計監査人の監査を受けることなどの理由によって決算が確定しない法人については6月を超えない範囲）以内
修正申告	(1) 申告した所得（収入）金額に不足があったとき	課税標準額 × 税率 - 既納付額	すみやかに
	(2) 申告後に税務署の更正を受けたとき		税務署が更正の通知をした日から1か月以内

(注) 2以上の都道府県に事務所・事業所を有している法人は、事業の種類によって従業者数、固定資産の価額、軌道の延長キロメートル数あるいは事務所・事業所数と従業者数などを基準にして、関係都道府県ごとにあん分計算した税額を申告納税します。

※本県では障がい者雇用促進のための軽減措置を設けています。

障がい者が自立して暮らすことのできる社会づくりを推進するため、平成19年4月1日から令和7年3月31日までの間に開始される各事業年度の所得に対する法人事業税について、障がい者の雇用を拡大した法人を対象に、一定の基準により税の軽減を行います。

軽減の内容は、税率を通常の1/2とするもので、障がい者の雇用拡大数1人当たり10万円が軽減の限度額となります。

## ■地方法人特別税の概要

平成20年度税制改正により、地域間の税源偏在を是正するため、消費税を含む税制の抜本的改革が行われるまでの間の暫定措置として、法人事業税の一部を分離し、地方法人特別税が創設されました。当核暫定措置は、令和元年9月30日までに開始する事業年度をもって廃止されました。

■納める人 法人事業税（所得割又は収入割）を納める人

■納める額

区 分	税 率			
	平成26年9月30日以前に開始する事業年度	平成26年10月1日以後に開始する事業年度	平成27年4月1日以後に開始する事業年度	平成28年4月1日以後に開始する事業年度
外形標準課税対象法人の基準法人所得割額	148%	67.4%	93.5%	414.2%
外形標準課税対象法人以外の基準法人所得割額	81%	43.2%		
基準法人収入割額	81%	43.2%		

(税額の計算) 基準法人所得割額又は基準法人収入割額 × 税率 = 税額

※基準法人所得割額又は基準法人収入割額とは、標準税率で計算された法人事業税（所得割・収入割）の税額をいいます。

■申告と納税

法人事業税の例により、法人事業税とあわせて、県に対して申告し、納めます。

## ■特別法人事業税の概要

令和元年度税制改正により、上記の地方法人特別税が令和元年9月30日までに開始する事業年度をもって廃止され、新たな偏在是正措置として、令和元年10月1日以後に開始する事業年度から、特別法人事業税が創設されました。

■納める人 法人事業税（所得割又は収入割）を納める人

■納める額

区 分	税 率		
	令和2年3月31日以前に開始する事業年度	令和2年4月1日以後に開始する事業年度	令和4年4月1日以後に開始する事業年度
外形標準課税対象法人の基準法人所得割額	260%		
外形標準課税対象法人以外の基準法人所得割額(普通法人等)	37%		
外形標準課税対象法人以外の基準法人所得割額(特別法人)	34.5%		
基準法人収入割額(特定ガス供給業、小売電気事業等、発電事業等及び特定卸供給事業以外)	30%		
基準法人収入割額(小売電気事業等、発電事業等及び特定卸供給事業)	30%	40%	
基準法人収入割額(特定ガス供給業)			62.5%

(税額の計算) 基準法人所得割額又は基準法人収入割額 × 税率 = 税額

■申告と納税

法人事業税の例により、法人事業税とあわせて、県に対して申告し、納めます。

## 不動産取得税

### ■納める人

土地や家屋を売買・交換・贈与・建築（新築・増築・改築）などにより取得したときに、その取得者に課される税金です。

不動産の取得とは、不動産の所有権を取得することをいい、登記の有無や有償・無償の別、取得の理由は問いません。

### ■納める額

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{取得した不動産の価格（課税標準額）} \\ \hline \end{array} \times \begin{array}{|c|} \hline \text{税率} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{税額} \\ \hline \end{array}$$

(注1) (注2)

注1 不動産の価格とは実際の購入価格や請負価格ではなく、次の価格です。

●家屋を新築した場合等

総務大臣の定めた固定資産評価基準により評価した価格

●土地や家屋を売買、贈与、交換等により取得した場合

原則として市町の固定資産課税台帳に登録されている価格

ただし、令和6年3月31日までに宅地評価土地（宅地及び宅地比準土地）を取得した場合は、価格が2分の1に軽減されます。

注2 税率

区分		不動産の取得日
		H 20.4.1～R 6.3.31
土地		3%
家屋	住宅	
	住宅以外	4%

### ■免税点・非課税

#### 1 免税点

取得した不動産の価格が次の場合には、不動産取得税は課税されません。

土地		10万円未満
家屋	建築（新築・増築・改築）	1戸につき 23万円未満
	その他（売買・交換・贈与等）	1戸につき 12万円未満

#### 2 非課税

次のような不動産の取得については、課税されません。

- (1) 宗教法人・学校法人等がその本来の事業の用に供する特定の不動産の取得
- (2) 土地改良事業の施行に伴う換地の取得
- (3) 保安林・墓地・公共の用に供する道路等の用に供する土地の取得
- (4) 相続による不動産の取得
- (5) 法人の合併又は分割による不動産の取得

## ■不動産取得税の軽減

次の要件を満たす住宅や住宅用土地を取得した場合は、その取得の日から60日以内に申告すれば、不動産取得税が軽減されます。

### 1 住宅を取得したときの軽減 $\text{税額} = (\text{価格 (評価額)} - \text{控除額}) \times 3\% \text{ (税率)}$

取得の区分	要件	控除額(一戸につき)
ア 住宅の新築・増築・改築 〔新築未使用住宅 (建売住宅・マンション等) の購入を含む。〕	●1戸(共同住宅等にあつては、独立的に区画された一の部分)の床面積が50㎡(1戸建以外の賃貸住宅の場合は40㎡)以上240㎡以下であること。 (注)増築の場合は、増築後の全体面積等で判断します。	1,200万円 〔認定長期優良住宅を H21.6.4~R6.3.31 に新築した場合は、 1,300万円〕
イ 既存住宅(耐震基準 適合住宅)の取得	次の要件全てに当てはまる住宅の取得であること。 (1)取得者(個人)が自己の居住の用に供すること。 (2)1戸の住宅部分の床面積が50㎡以上240㎡以下であること。 (3)次のいずれかに該当するものであること。 ①昭和57年1月1日以降に新築された住宅を取得したもの。 ②地震に対する安全性に係る基準(新耐震基準)に適合していることが証明されている住宅を取得したもの。 (証明に係る調査が住宅の取得日前2年以内に終了しているものに限ります。)	新築年月日 【最高限】 S29.7.1~S38.12.31 100万円 S39.1.1~S47.12.31 150万円 S48.1.1~S50.12.31 230万円 S51.1.1~S56.6.30 350万円 S56.7.1~S60.6.30 420万円 S60.7.1~H元.3.31 450万円 H元.4.1~H9.3.31 1,000万円 H9.4.1~ 1,200万円 (課税標準から控除されます。)
ウ 既存住宅(耐震基準 不適合住宅)の取得	次の要件全てに当てはまる住宅の取得であること。 (1)昭和56年12月31日以前に新築された住宅を取得したもの。 (2)1戸の住宅部分の床面積が50㎡以上240㎡以下であること。 (3)取得日から6ヵ月以内に耐震改修を行い、新耐震基準に適合する証明を受け、改修終了後に自己の居住の用に供すること。	新築年月日 【最高限】 S29.7.1~S38.12.31 30,000円 S39.1.1~S47.12.31 45,000円 S48.1.1~S50.12.31 69,000円 S51.1.1~S56.6.30 105,000円 S56.7.1~S56.12.31 126,000円 (税額から減額されます)

(注)買取再販で扱われる住宅の取得に係る軽減については各地方局にご相談ください。

### 2 住宅用土地を取得したときの軽減 $\text{税額} = \text{価格 (評価額)} \times 3\% \text{ (税率)} - \text{軽減税額}$

取得の区分	要件	軽減税額
ア 新築住宅用土地の 取得	●土地を取得した日から2年(令和6年3月31日までの取得の場合は3年)以内にその土地の上に1アの要件に該当する住宅(「特例適用住宅」)を新築した場合(注) ●特例適用住宅を新築した日から1年以内にその住宅用土地を取得した場合	[次の①②のいずれが多い額] ① 45,000円 ② 土地1㎡当たり 評価額(※) ×(住宅の床面積×2) 200㎡限度 ×3%
イ 新築未使用住宅用 土地の取得	●自己居住用の土地付き特例適用住宅を取得した場合(土地と住宅の取得時期が異なるときは、土地取得前又は取得後1年以内に住宅を取得していることが必要です。) ●自己居住用以外の土地付き特例適用住宅を新築された日から1年以内に取得した場合	(※)宅地評価土地の場合 は、評価額を1/2に調整 した後の価格で計算 します。
イ 既存(中古)住宅用 土地の取得	●土地を取得した日から1年以内にその土地の上に1イ又はウの要件に該当する住宅(「既存住宅」)を取得した場合 ●既存住宅を取得した日から1年以内にその住宅用土地を取得した場合	

(注)土地を取得した者がその土地を特例適用住宅の新築時まで引き続き所有している場合又は土地取得者から最初に土地を取得した者が特例適用住宅を新築した場合に限ります。

## ■申告と納税

### 1 申告

不動産を取得した日から20日以内に申告します。(ただし、登記の申請をした場合は申告不要です。)

### 2 納税

県地方局から送付される納税通知書により、定められた期限までに納税します。

## 自動車税種別割

令和元年10月から「自動車税」が「自動車税種別割」、「自動車取得税」が「自動車税環境性能割(県税)」、「軽自動車税環境性能割(市町税)」に変わりました。

### ■納める人

県内に主たる定置場のある自動車の所有者(割賦販売(ローンなど)で売主が自動車の所有権を留保している場合は、買主)に課されます。

### ■納める額

主な自動車の年税額は、次のとおりです。

なお、4月1日以降において、自動車を購入(新規登録に限る。)した場合は、その翌月から、また、自動車を廃車(まっ消登録)した場合は、廃車した月までの税額を月割で負担することとなります。

乗用車	区分	年税額		
	総排気量	営業用	自家用	自家用(R1.10以降初回登録)
	1,000cc以下	7,500円	29,500円	25,000円
	1,000cc超 1,500cc以下	8,500円	34,500円	30,500円
	1,500cc超 2,000cc以下	9,500円	39,500円	36,000円
	2,000cc超 2,500cc以下	13,800円	45,000円	43,500円
	2,500cc超 3,000cc以下	15,700円	51,000円	50,000円
	3,000cc超 3,500cc以下	17,900円	58,000円	57,000円
	3,500cc超 4,000cc以下	20,500円	66,500円	65,500円
	4,000cc超 4,500cc以下	23,600円	76,500円	75,500円
	4,500cc超 6,000cc以下	27,200円	88,000円	87,000円
	6,000ccを超えるもの	40,700円	111,000円	110,000円

トラック	最大積載量	営業用	自家用
	1トン以下	6,500	8,000
	1トン超2トン以下	9,000	11,500
	2トン超3トン以下	12,000	16,000

トラックのうち 乗車定員が 4人以上 貨客 兼用車	最大積載量	総排気量	営業用	自家用
	1トン 以下	1,000cc以下	10,200	13,200
		1,000cc超1,500cc以下	11,200	14,300
		1,500ccを超えるもの	12,800	16,000
	2トン 以下	1,000cc以下	12,700	16,700
1,000cc超1,500cc以下		13,700	17,800	
1,500ccを超えるもの		15,300	19,500	



### ■申告と納税

#### 1 申告

自動車を購入、廃車、名義変更などの登録事項の変更等をしたときは、そのつど自動車税(環境性能割・種別割)の申告書を提出することになっています。

#### 2 納税

(1) 賦課期日(4月1日)に自動車を所有している場合は、県地方局から送付される納税通知書により5月31日までに納めることになっています。(休日の場合は翌営業日)また、賦課期日以後に、引越し等で自動車が「他県ナンバー」にかわっても、自動車税種別割の月割計算による減額や新たな課税はありません。

(2) 4月1日以後に新規登録をした場合は、その登録申請をするときに運輸支局の県税窓口に申告書を提出し、納税することになっています。

#### ●自動車税種別割継続検査(車検)及び構造等変更検査用納税証明書

自動車は、道路運送車両法により、1～3年に1回継続検査(車検)を受ける必要があります。この検査を受けるためには、自動車税種別割の継続検査用納税証明書(以下納税証明書)が必要です。また、構造等変更検査を受ける際にも納税証明書が必要です。(詳細は39ページをご覧ください。)

なお、平成28年3月1日から、登録自動車(軽自動車、小型二輪自動車は除く。)については、車検時に必要な納税証明書の提示が、自動車税納付確認システムにより省略できるようになりました。

ただし、自動車税種別割の納付後すぐに車検等を受ける場合などは、納付状況がシステムに反映しておらず納税証明書の提示が必要になる場合があります。

#### ●納税機会の拡大について

自動車税種別割は、クレジットカード、インターネットバンキング、スマートフォン決済アプリ、コンビニエンスストア、口座振替でも納付ができます。(詳細は40、41ページをご覧ください。)



## 自動車税種別割のグリーン化税制について

環境にやさしい自動車の開発・普及を促進するため、排出ガス・燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車は税負担が軽くなる一方、新車新規登録から一定年数を経過した自動車は税負担が重くなっています。

### ○ 令和5年度の税率が下がる自動車 (令和4年4月1日～令和5年3月31日に新車新規登録された下記自動車)

※令和6年度からは、通常の税率が適用されます。

対象・要件等		令和5年度の税率
乗用車	電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド自動車、天然ガス自動車 (平成21年排ガス規制NOx10%以上低減又は平成30年排ガス規制適合)	標準税率より概ね75%軽減
	営業用のうち ガソリン・LPG・ クリーンディーゼル車 (ハイブリッド車を含む)	令和2年度基準達成かつ令和12年度燃費基準90%達成車両  令和2年度基準達成かつ令和12年度燃費基準70%達成車両
重量車等 (バス・トラック)	電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド自動車、天然ガス自動車 (平成21年排ガス規制NOx10%以上低減又は平成30年排ガス規制適合)	標準税率より概ね75%軽減

※「〇〇年排ガス規制〇〇%低減かつ〇〇年度燃費基準+〇〇%達成」等の要件に該当するかは、車検証で確認できます。  
※軽減対象車名は、国土交通省HP (<https://www.mlit.go.jp/jidosha/index.html>) で確認できます。

### ○ 税率が上がる自動車 ※抹消登録(廃車)されるまで適用されます。

対象・要件等		令和5年度の税率
ディーゼル車	平成24年3月31日以前に新車新規登録した自動車	標準税率より概ね15%重課
ガソリン車・LPG車	平成22年3月31日以前に新車新規登録した自動車	

※電気自動車、燃料電池自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、ガソリンハイブリッド自動車、一般乗合バス及び被けん引車については、重課の適用外です。  
※バス(一般乗合バスを除く)及びトラック(被けん引車を除く)については、概ね10%重課されます。

## 自動車税環境性能割

### ■納める人

県内に主たる定置場のある自動車（特殊自動車、二輪車は除く。）を取得した者（売主が自動車の所有権を留保している場合には、買主）に課されます。

### ■納める額 自動車の取得価額 × 下記区分に応じた税率

区分		税率		
		自家用車	営業用車	
電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド自動車、天然ガス自動車（平成30年排出ガス基準適合（3.5t以下）、又は平成21年排出ガス基準適合）		非課税	非課税	
乗用車	クリーンディーゼル車（平成30年排出ガス基準適合又は平成21年排出ガス基準適合）のうち「★★★★」かつ「令和12年度燃費基準60%以上」達成車（～R5.12.31）	非課税	非課税	
	ガソリン車 「★★★★」かつ「令和12年度燃費基準85%」達成車	非課税	非課税	
	ガソリンハイブリッド車	「★★★★」かつ「令和12年度燃費基準75%」達成車（～R5.12.31）	1%	非課税
		「★★★★」かつ「令和12年度燃費基準80%」達成車（R6.1.1～）		
	LPG車	「★★★★」かつ「令和12年度燃費基準65%」達成車（～R5.12.31）	2%	0.5%
		「★★★★」かつ「令和12年度燃費基準70%」達成車（R6.1.1～）		
クリーンディーゼル車（R6.1.1～）	「★★★★」かつ「令和12年度燃費基準60%」達成車	2%（～R5.12.31） 3%（R6.1.1～）	1%	
上記以外		3%	2%	

(注)★★★★：「平成30年排出ガス基準50%低減」又は「平成17年排出ガス基準75%低減」達成  
 (クリーンディーゼル車の場合、★★★★：「H30年排出ガス基準適合又はH21年排出ガス基準適合」達成)

### ■免税点

自動車の取得価額が50万円以下の場合、課税されません。

### ■非課税

- 1 相続により取得したとき
- 2 法人の合併又は一定の要件に該当する分割により取得したとき
- 3 所有権留保付で売買された自動車等の所有権が、売主から買主へ移転したとき

### ■申告と納税

自動車を取得した人が、新規登録、移転登録、使用の届出等をするときに、運輸支局等の県税窓口にて申告書を提出し、証紙により納付します。（愛媛県では、証紙に代えて、証紙代金収納計器により証紙の額面金額に相当する金額を表示する方法により納めます。）

### ■市町に対する交付

自動車税環境性能割の収入の40.85%は、市町道の延長と面積であん分して、市町に交付されます。

## 身体障がい者の方などに対する減免制度

身体や精神に障がいのある方が使用する自動車で、一定の要件に該当する場合、申請によって自動車税（環境性能割・種別割）の減免を受けることができます。

### 1 減免を受けられることができる方（減免の要件）

- (1) 身体障がい者（身体障害者手帳をお持ちの方）又は戦傷病者（戦傷病者手帳をお持ちの方）

※【】内は戦傷病者手帳をお持ちの方が減免をうけることができる障がいの区分です。

障がいの区分	本人が運転する場合	生計同一者、常時介護者の運転の場合
視覚障害	1～4級【特別項症～第4項症】	
聴覚障害	2、3級【特別項症～第4項症】	
平衡機能障害	3級【特別項症～第4項症】	
音声機能、言語障害又はそしやく機能の障害	3級【特別項症～第2項症】 喉頭摘出による音声機能障害がある場合に限る	—
上肢不自由	1、2級【特別項症～第3項症】	
下肢不自由	1～6級 【特別項症～第6項症 第1款症～第3款症】	1～3級【特別項症～第3項症】
体幹不自由	1～5級 【特別項症～第6項症 第1款症～第3款症】	1～3級【特別項症～第4項症】
乳幼児期以前の非進行性 脳病変による運動機能障害	上肢機能	1、2級【—】
	移動機能	1～6級【—】
心臓機能障害	1～3級【特別項症～第3項症】	
じん臓機能障害		
呼吸器機能障害		
ぼうこう又は直腸の機能障害		
小腸の機能障害		
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	1～3級【—】	
肝臓機能障害		

- (2) 知的障がい者（療育手帳をお持ちの方）

療育手帳に記載された障害の程度が「A」の方。

- (3) 精神障がい者（精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方）

精神障害者保健福祉手帳に記載された障害の程度が「1級」の方。

### 2 減免の対象となる自動車

- 身体障がい者の方などが所有し、本人が運転するもの。
- 身体障がい者の方などが所有し生計を一にする方が運転するもので、当該障がい者の方の通学・通院・通所・生業のために専ら使用するもの。
- 身体障がい者の方などのみの世帯の方が所有し常時介護をする方が運転するもので、当該障がい者の方の通学・通院・通所・生業のために専ら使用するもの。
- 18歳未満の身体障がい者の方、知的障がい者及び精神障がい者の方の場合、生計を一にする方が所有する自動車も対象となります。

（注）いずれの場合にも減免の対象となる自動車は、障がい者の方お一人につき1台です。

### 3 減免の申請手続

対象自動車	申請対象者	申請受付期間と受付場所	減免対象
新たに取得する自動車 （所有する自動車を処分して乗換える場合を含む）	取得する自動車を登録する日に減免の要件に該当する方	登録の時まで 中予地方局課税課（運輸支局駐在） （自動車会館内 089-957-6621）	自動車税 （環境性能割・種別割）
既に自動車を所有している場合 （毎年度の申請手続きを含む）	申請年度の4月1日（午前0時）現在で減免の要件に該当する方	4月1日から5月24日 （納期限の7日前まで） 住所地为管轄する地方局課税課（南予地方局にあっては税務課）及び今治又は八幡浜支局の税務室自動車税担当 ※既に自動車を所有している場合、全申請者の方が郵送又は電子申請が可能です。	自動車税 種別割

（注1）提出期限後に申請された場合は、減免を受けることができません。

（注2）住所地为管轄する地方局・支局は47ページを、電話番号は46ページをご覧ください。

#### 4 申請手続きに必要なもの

郵送申請の場合、下記の郵送の提出書類を、電子申請の場合〔電子申請の方法と提出書類〕をご覧ください。なお、新たに取得する自動車の申請については郵送申請と電子申請はできません。

- (1) 自動車税（環境性能割・種別割）減免申請書
  - (2) 身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳（該当するもの）
  - (3) 運転免許証
  - (4) 自動車税種別割納税通知書
  - (5) 自動車検査証
- 生計同一の方又は常時介護をする方が運転する場合、上記（1）～（5）のほか次の（6）、（7）の書類が必要です。
- (6) 生計同一証明書又は常時介護証明書
    - ※ 生計同一証明書が不要な場合。
      - 健康保険証で生計同一が確認できる場合。  
健康保険証を提示してください。
      - 申請日前 1 月以内に発行された住民票で同一世帯が確認できる場合。  
住民票を提示してください。（マイナンバーの記載のないもの。）
  - (7) 通学・通園・通所・帰省証明書、通院証明書又は通勤・生業証明書
    - ※ 学校、幼稚園、施設、病院、勤務先又は民生児童委員の発行する証明書で、自動車の使用回数の記載されたもの（生計同一の方が運転する場合は、使用回数が週1回又は、月4回に満たないものは減免できません。常時介護をする方が運転する場合は、使用回数が週3回に満たないものは減免できません。）。

##### 〔郵送の提出書類〕

(1)、(7)は原本を、(2)、(3)、(5)は写しを同封してください。(6)は生計同一証明書、常時介護証明書又は住民票の場合は原本を、健康保険証の場合は写しを同封してください。(4)は同封不要です。なお、写しについては次の写しが必要となります。

同封内容：(2)全ページ、(3)表裏両面、(5)表面、(6)健康保険証一関係者全員の写し

##### 〔電子申請の方法と提出書類〕

右のQRコード又は下記のURLから申請フォームへアクセスし、申請内容を入力してください。提出書類については申請フォーム内に添付用の設問がありますので、(2)、(3)、(5)、(6)、(7)の写真又はコピーのPDFを添付してください。(1)、(4)は添付不要です。

添付内容：(2)全ページ、(3)表裏両面、(5)表面、(6)住民票-全ページ、健康保険証-関係者全員のもの、生計同一証明書又は常時介護証明書-表面、(7)表面



URL：<https://logoform.jp/form/XG6n/32079>

#### 5 自動車税種別割の月額減税

賦課期日（自動車を既に所有している場合は、4月1日・午前0時、新規取得の場合は、自動車の登録日）以降の年度途中に、新たに減免の要件に該当することとなった方は、随時に減免申請を行えることとし、申請のあった日の翌月以降の自動車税種別割が月割で減免できる「月割減免」を実施しております。

#### 6 減税申請書の請求先

- (1) 住所地为管轄する地方局課税課（南予地方局にあっては税務課）及び今治又は八幡浜支局の税務室
- (2) 愛媛県ホームページにも掲載しています。